

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	19
処分の種類	歯科技工所の使用禁止命令			
根拠法令条例等・条項	歯科技工士法第25条			
処分の概要	歯科技工所の使用禁止命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(個々の事例に即して判断を要するので具体的処分基準を設けるのは困難)</p> <p>【参考】歯科技工士法第25条 都道府県知事は、歯科技工所の開設者が前条の規定に基く命令に従わないときは、その開設者に対し、当該命令に係る構造設備の改善を行うまでの間、その歯科技工所の全部又は一部の使用を禁止することができる。第9条の規定は、この場合において準用する。</p>			
基準の制定根拠	-			